

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成18年11月28日

宮城県監査委員 菊 地 浩  
宮城県監査委員 藤 原 範 典  
宮城県監査委員 阿 部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

1 監査委員の報告日

平成18年3月27日

2 通知のあった日

知事

平成18年11月16日

3 措置の内容

（別紙措置状況添付）

平成17年度行政監査の結果・意見に対する措置状況

大項目		小項目	結果・意見の内容	措置内容等
1	社会福祉法人の 設立及び監督(保 健福祉部社会福 祉課)	(1) 行政手続法に定め る審査基準等の整 備	(意見) 標準処理期間及び審査基準について は、現行の法令に沿って、事務処理の実 情を踏まえ、平成12年通知を参考とし て、適切に整備する必要がある。また、 処分基準についても現行の法令に沿っ て整理する必要がある。	宮城県で定める「審査基準の設置及び公表に関する取扱要 綱」に則り、更新することとした。
		(2) 寄附申し込み等に 係る審査等につい て	(意見) 寄附申込書に添付すべき残高証明書 等の審査については、原本との照合及び 残高証明書の基準日の統一を徹底して いるが、財産的基盤の重要性に鑑み、一 層適正に行う必要がある。	平成17年度からは寄附予定者に寄附の意思について直接 確認を行っている。
		(3) 関係部署等との連 携について	(意見) (既存の法人が新規事業を開始するに あたり、事前に定款変更認可を受けるべ きところ、事業を開始してから定款変更 許可申請を行っているものがあったこと から)事業の担当部署においても事業開 始にあわせた定款変更について適切な 指導ができるよう、関係部署との連携を 一層強化する必要がある。	事業担当課に対し、次のとおり周知をはかり、連携をはかっ ている。 ・新たに事業を開始しようとする社会福祉法人に対し、事前に 定款変更許可の手続きを行うよう指導すること。 ・定款変更許可の手続きが済んでいるかを確認した上で認 可等を行うこと。
		(4) 法人の情報開示に ついて	(意見) 法定の閲覧制度の適正な運用を確保 するとともに、自主的な情報の公表につ いても、多様な手段を活用して促進を図 るよう指導することが望まれる。	これまでも実地監査において指導してきたが、引き続き情報 の公開が促進されるよう指導していく。

平成17年度行政監査の結果・意見に対する措置状況

大項目		小項目		結果・意見の内容	措置内容等
2	学校法人の設立 及び指導監督(総務部私学文書課)	(1)	寄附行為変更認可に係る標準処理期間について	(意見) 寄附行為変更認可に係る標準処理期間は一律に365日と設定されているが、私立学校審議会への諮問事項とならない寄附行為変更に係る標準処理期間については、実態に即して適切な期間とするよう改善を図ることが望まれる。	実態を勘案し、1ヶ月から3ヶ月程度の標準処理期間を設定する方向で検討することとした。
		(2)	寄附申込みに係る審査等について	(意見) 寄附申込書に添付すべき残高証明書等の審査については、財産的基盤の重要性に鑑み、原本と照合するなど、一層慎重かつ適正に行う必要がある。	原本添付を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。
		(3)	資産の総額の登記に係る届出について	(意見) 資産の総額の登記は、確実に履行して届出を行うよう、今後とも指導していく必要がある。	私立学校運営状況現地調査や実態調査などにおいて、届出を行うよう指導を強化しており、今後とも指導に努めていく。
		(4)	情報開示制度の適切な運用について	(意見) 私立学校法による情報開示制度は平成17年度に創設されたものであるが、寄附行為の変更を行っていない法人もあることから、今後とも適切に指導していく必要がある。	寄附行為の変更を行っていない法人(4法人)に対し、私立学校運営現地調査や実態調査などにおいて適切な指導を行っていくこととした。

平成17年度行政監査の結果・意見に対する措置状況

大項目		小項目	結果・意見の内容	措置内容等
3	特定非営利活動法人の設立及び指導監督(環境生活部NPO活動促進室)	(1) 行政手続法に定める審査基準の設定	(結果) 内閣府国民生活局が制定した「NPO法の運用方針」に示されているように、具体的な判断基準を設定する余地がある。	「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針」として、今年度内に制定する予定である。
		(2) 事業報告書等の提出について	(意見) 事業報告書等を提出しない法人又は提出しても事業報告書等の内容が不適正な法人に対しては、十分な実態把握を行い、適切な対応を行うことが必要である。	宮城県で定める「特定非営利活動法人の事業報告書等の提出に関する事務処理要領」に基づき、提出及び不備の是正を督促するとともに、過料事件として法的措置を講じている。さらに、3年以上にわたって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消す等厳正、適切に対応することとしている。
		(3) 不祥事への対応、健全な特定非営利活動の促進について	(意見) 必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を明確化し、より一層透明性の確保を図る「法的要件への適合性の明確化」や、NPO法人自らが広く市民に対して説明を行うよう要請する「市民への説明要請」のような取組みについて、検討することが望まれる。	「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針」として、今年度内に制定する予定である。
			(意見) 改善が必要な事由の発生を把握した場合に、NPO法人の自主性や自立性を尊重しながらも、県民の利益を守る観点に立って適時適切な対応がとれるよう検討することが望まれる。	「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針」として、今年度内に制定する予定である。